

地区行政の推進に係る大綱

平成16年11月

宇都宮市

目次

	ページ
地区行政とは	1

【総論】

1 地区行政の現状及び課題	1
2 地区行政の目標	2
3 実現に向けた取組	2

【各論】

1 行政サービスの拡充について	4
2 地域のまちづくりについて	6
3 執行体制等	7
4 中長期的な課題	9

地区行政とは

地方分権時代にふさわしい自立した自治体の確立と地域主体のまちづくりの実現に向け、市民と行政の協働の考え方や行政サービスの方向を踏まえ、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービス拡充や、市民との協働の推進など住民主体の地域づくりを進めるもの

* 大綱の性格

- ・ 大綱は、本市のこれまでの取組を踏まえ、現行市域内における今後の地区行政のサービス機能や地域まちづくりの方向性・枠組みを示すもの

* 大綱策定に当たって

- ・ 17年度の合併町における地域自治組織との整合については、本大綱に示す方向性に沿って将来に向け統一を図っていくこととし、別途、検討する。
- ・ 当面、各種行政サービス提供については概ね現在の地区市民センター区域を対象に、また住民活動との連携など地域のみちづくりに関しては、地域まちづくり組織（連合自治会等）の単位を基本とする。

【総論】

1 地区行政の現状及び課題

(1) 地域での行政サービス

- ・ これまで本庁での各種行政サービスの展開を中心に、周辺部においては地区市民センターを拠点に窓口サービスや生涯学習事業の一部を実施している。
- ・ 市民の利便性の一層の向上に向け、本庁一極集中から、身近な地域における行政サービスの拠点を中心とした、総合的・効果的なサービス展開へと転換していくことが必要である。

(2) 地域におけるまちづくり

- ・ これまで各所管部局が中心となり、計画策定や事業推進の一部に市民参加を求めるなどの手法で、市民の声を施策事業に的確に反映するようにしている。
- ・ 地域活動やNPOなどの市民活動が活発化する一方で、地域での交流や連帯感の希薄化も見受けられる。
- ・ 市民との協働による個性と魅力あるまちづくりに向けて、計画策定や事業推進などのさまざまな過程で、各種住民組織とこれまで以上に連携を強化していくことが必要である。
- ・ 地域の課題を住民自らの力で解決できるよう、地域のまちづくりを効果的に支援していくことが重要である。

(3) 行政サービスの対象区域

- ・ 地域における住民活動は、中心部は概ね小学校区域、周辺部は中学校区域（連合自治会区域）を基本に取り組みられている。
- ・ これまで各種事業の対象地域や行政サービスの各分野で、それぞれの必要に応じ、地域別計画や地域区分の設定を行っている。
- ・ 地域における総合的・一体的な行政の推進を図るため、各分野に通じる適切な地域区分や対象エリアを再構築し、地域を軸とした施策事業を展開していくことが必要である。

2 地区行政の目標

市としての一体性のもと、「地域でできることは地域で」との考え方を基本に、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開及び地域の特性を生かした住民主体のまちづくりの実現を目指す。

(1) 市民生活に密着した総合的なサービスの推進

- ・ 市民の利便性向上や地域主体のまちづくり推進の観点から、日常生活に密着したサービスをできる限り地域において実施していくことを基本とし、地域で対応できないものや全市的な視点から広域あるいは市域全体で対応すべきものに限り、全体統括機関としての本庁機能において担っていく。
- ・ 地域での総合的な行政サービスを自ら担えるよう、地域における行政機能や権限を強化する。

(2) 地域のまちづくり機能の強化

- ・ 身近な地域の行政サービス機関を軸として、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進する。
- ・ 住民総意に基づく地域のまちづくり計画の策定や、住民自らによる課題解決などを通じて、地域の自治能力を高めていく。

3 実現に向けた取組

(1) 地区市民センターの機能強化

ア 地区市民センターを拠点として活用

- ・ 本市におけるこれまでの地区行政推進の経過や地域への定着度合い、円滑な移行の確保などの観点から、周辺部にあっては現行の「地区市民センター」を拠点に、「支所」として再編整備を図り、サービス拡充や権限強化を推進する。

- ・ また、中心部については、本庁を中心に地区行政推進に係るサービス向上及び地域づくりの展開を図るとともに、地域まちづくりの発展度合いなども踏まえながら、中長期的に、中心部地区に係る地区行政推進体制を再構築していく。（中心部の出張所やコミュニティセンター・生涯学習センターの活用、民間施設との連携等）

イ 本市としての「支所」機能の位置付け 地域まちづくりの総合行政拠点へ

- ・ 本市としては、新たな「地区市民センター（支所）」を日常生活に密着した窓口サービスや保健福祉サービス、地域振興等の各分野にわたる身近な総合行政サービスや、地域住民組織との協働による計画策定・事業推進などを担う「地域まちづくりの総合行政の拠点」として位置付けることとし、地域を軸としたまちづくりを推進するものとする。

ウ 取組時期

- ・ 市民サービス向上を最優先に、可能な限り早期に改革を推進することとし、平成17年度から、地区市民センターを「支所」として再編整備して機能の拡充・強化を図る。

（2） 地域自治の拡充

- ・ 身近なまちづくりは地域の住民自らが考え、実践できるよう、情報共有化や意識醸成、住民活動の支援などを通じ、地域における自治機能を順次、拡充強化していく。
- ・ 地域住民の意向や特性を生かしたまちづくりに向け、地域の住民総意に基づくまちづくり計画策定など、行政への住民関与の度合いを意見や要望の反映から住民主体へと段階的に強化する。
- ・ こうした市民との協働によるまちづくりを通じ、地域自治の確立・発展を目指す。

（3） 地域区分の設定

- ・ 周辺部は、現行の地区市民センター所管区域（11地区）を基本とする。
- ・ 中心部についても1つの地区として、周辺部同様、地区行政を推進する。
- ・ 市域内の各地域の特性を踏まえ、市の全体方針に基づく地域ごとの計画を策定するなど、地域区分を施策事業に反映していく。
- ・ なお、将来に向けては、行政サービス提供と地域住民活動の両面でまちづくりの基本となる区域のあり方について、住民組織をはじめ各層との十分な協議・調整を踏まえて検討していく。

【各論】

1 行政サービスの拡充について

(1) 日常生活に密着したサービスを優先して拡充

- ・ 市民の利便性向上の観点から、身近な地域において、日常生活に密着した市民生活部門や保健福祉部門に係るサービスを中心に可能な限り拡充する。
- ・ 特に保健福祉サービスについては、子どもや高齢者・障害者など多くの市民にとって日常的に需要が高いこと、利用者の利便性や地域との密接な連携（健康づくり推進員や在宅介護支援センター等の各種保健福祉施設等）を確保するためにも身近な地域で総合的に展開すべきものであることから、速やかに先行実施する。

平成16年4月から本庁及び3カ所の地区市民センター（平石、富屋、姿川）に保健師等を拠点配置し、保健と福祉に係る総合相談や訪問指導等、きめ細かな対応を推進

(2) 多様な行政機能を段階的に拡充

- ・ サービスの拡充に当たっては、取組の効果を市民が実感できる具体的な改革の実現を第一に、費用対効果も十分に勘案しながら段階的に進めるものとし、日常的にニーズの高いサービス、身近な地域で実施することで効果が高まるサービスを最優先に拡充する。
- ・ なお、事務の複雑・高度性から事務執行体制の見直しや人材育成に時間を要するもの、情報システムの再構築等への対応から速やかな実施が困難なものなど、実現までに一定の準備期間等が必要な事業については、必要な体制の再構築や予算計上、施設設備の整備など準備・対応の上、17年度以降、段階的に拡充する。

(3) 地域で提供すべき行政サービスの概要

- ・ 以下のような行政サービスの類型を目安に、体制整備や利用状況などを踏まえながら、拡充するサービス内容について順次、検討・実施していく。

各地域で一律に対応

- ・ 不特定多数の市民の利用が想定され、住民生活への密着度合いが強いサービスや、日常性・利用頻度などから身近な地域において実施し、利便性向上を図るべきもの

… 申請・届出の受付、諸証明交付等の窓口サービス、保健福祉サービスに係る申請受付等

- ・ その他、税収納窓口、行政相談、苦情・要望受付、情報提供 など
地域ごとに地域の特性等に応じて対応
- ・ 地域の歴史や文化、コミュニティ活動や住民構成、自然や各種公共施設などの公共資源など、地域の実情や特性に応じた特色あるサービス

- ・ 市民協働の視点から、地域において市民と一体となって、あるいは活動の支援などにより取り組むべきサービス
 - … 健康づくり，訪問看護等の身近な保健福祉サービスの地域展開
 - … 地域での子育て支援，青少年健全育成活動
 - … 交通安全や防犯，防災活動など地域の安全・防災対策の支援
 - … 空き地の適正管理やごみステーション関係業務や不法投棄防止など，環境保全・美化
 - … 生涯学習の推進，地域文化・スポーツ振興
- ・ その他，地域の特性や多様性を発揮した住民活動（コミュニティ活動，景観整備，緑化推進，地域行事など）の支援，地域独自の課題やニーズ対応など

《主な行政サービス内容》

_____ = 新たに実施・拡充するサービス

分野	短期的に実施	段階的に拡充
市民生活	<ul style="list-style-type: none"> * <u>日常生活に関する行政相談に係る窓口の開設</u> ・ 各種窓口サービスの拡充（申請・届出等の窓口業務の取次ぎを含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口サービスのさらなる拡充（ワンストップサービス，申請等の手続きの電子化等） ・ 相談機能の充実（テレビ電話などITの活用等）
保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> * <u>総合相談機能の拠点設置</u> * <u>地域における健康づくり活動の推進</u> * <u>訪問指導や健診，講座・教室等の地域展開</u> ・ 日常的な各種申請等の受付・処理の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> * 保健福祉サービスの段階的な強化・拡充 * 地域の保健福祉資源との密接な連携によるサービスの充実
環境・都市整備	<ul style="list-style-type: none"> * <u>ごみ処理・減量，リサイクルの相談対応・指導</u> * 地域内の環境保全のニーズ把握，要望取次ぎ等 * 生活道路や街区公園等の公共施設の緊急的な維持補修等の要望取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> * 地域内の環境保全に係る事業（意識啓発・リサイクル教室等）の実施 * <u>各所管課との連携による要望等への迅速な対応</u> * 地域内の公共施設に係る軽易な緊急補修の対応
生涯学習等	<ul style="list-style-type: none"> * 行政の各種施策や，地域に関する課題等の学習機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> * <u>住民主体での地域課題解決に必要な学習プログラムの策定支援</u>
税務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税，税外収入金の収納 ・ <u>税務・納税に関する啓発，軽易な一般相談や苦情対応・取次ぎ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>税務関連サービスの拡充</u>

* = 地域のまちづくりと連携したサービス

2 地域のまちづくりについて

(1) 住民主体の地域づくりの推進

- ・ 住民主体の地域のまちづくりに向け、地域まちづくり組織（任意組織）のもと、各地域での自主的な話し合いを通じ地域の課題や対応策を検討していくとともに、行政としても課題検討の進め方の支援や行政計画の情報提供など、地域づくり支援機能を発揮していく。
- ・ 地域に係る行政計画の策定への参画や、施策事業への意見・提言を行うための仕組みづくりを行うとともに、それらを担う「住民代表組織」についても、中期的な観点から、その必要性や位置付け（組織構成や設置単位、地域まちづくり組織との関係など）を検討していく。
- ・ 各地域の住民活動状況や地域づくりで優先すべき課題の違いなども踏まえ、時間をかけて、市全体として、地域自治を着実に拡充強化していく。

(2) まちづくり計画（*）の策定

- ・ 地域ごとに策定したまちづくり計画を、内容の発展に応じ段階的に市の行政計画としての的確に反映・位置付けるなど、「意見反映」のレベルから「自己決定」へと段階的に強化していく。
- ・ 当面は、実施可能な地域から、地域が自ら主体的に地域カルテづくりや地域のまちづくりに係る計画を策定し、それらの提案を踏まえ、行政が実現すべきものや実現可能なものについては、総合計画実施計画等に反映する。
- ・ 中長期的には、協働の理念のもと、地域まちづくり組織と市が調整を図りながら、全地域で地域まちづくり計画を策定し、市が主体的に推進すべき施策事業について、総合計画基本計画や分野別計画などに反映する。

* まちづくり計画とは

地域主体のまちづくりの実現に向け、一定エリアごとに、地域が抱える課題や問題を踏まえた上で、地域の資源や特性を生かし、将来目指すべき姿とそれを具体化するために必要な方策を明らかにしたもの

[計画のイメージ]

地域の資源や特性、課題等をまとめた地域マップや地域カルテを通して見えてくる、地域の目指すべき姿やその実現に向け地域で取り組む施策の方向性、市民と市の役割、手法、取組期間などを明確にした地域振興事業などで構成

《地域のまちづくり（主な取組）》

_____ = 新たに実施・拡充するもの

分野	短期的に実施	段階的に拡充
計画策定 広報広聴	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決（身近な公共施設やまちづくり事業等）に当たっての住民組織の意見反映 ... 課題提示，意見交換，要望・総意の取りまとめ支援 地域カルテ等による地域の課題・ニーズの収集，地域資源のデータベース化 地域に係る各種事業等の行政情報等の共有，意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 住民組織による「地域まちづくり計画」の策定の支援 地域の潜在的課題や中長期的課題の発掘，解決方針の協議 意見交換・協議の内容等の充実
まちづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 住民活動の支援 ... 機会・場の提供(拡充)，団体育成の支援等 住民との連携 ... 公園・河川愛護会等との連携(地域の公共施設の維持管理，環境美化) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民組織への身近な公共施設の管理委託，まちづくりに係る事業等の委託など協働の推進 住民主導による課題解決の支援

3 執行体制等

(1) 地区市民センターの執行体制

- 地区市民センター（支所）を課と同等の組織として位置付け，自らの権限で地域の事業計画の策定や地域づくりの支援等の事業実施，予算の執行を担う。
- 内部組織としてグループ制を導入し，各分野にわたる業務に機能的に対応する。

* 体制整備に当たっては，臨時・非常勤職員等の活用や，事業内容や特性に応じた最適な執行体制の整備（全地区市民センターあるいは拠点への配置等），業務委託やITの活用など，柔軟かつ機動的，効率的に対応する。

(2) 本庁所管部門の体制

- 各地区市民センターの統括や本庁各部門との総合調整を担う，地区行政の統括部門を設置する。
- 新たに支所となる地区市民センターと併せて，合併町における地域自治センターを一元的に所管する。（中心部の地区行政所管組織を含む。）

(3) 中心部の地区行政推進体制について

- 中心部を1つの地区として，コミュニティ支援や相談業務など，まちづくり関連サービスを所管する体制を整備する。

(4) 予算

- ・ 各地区市民センターにおいて、所管する事業やサービスに係る予算を自ら執行する。
- ・ 地域自らの課題解決やまちづくり支援をより一層効果的に進めるため、地域まちづくり組織への「協働の地域づくり支援事業補助金」(平成15年度から37地区に交付)や各分野別に交付している地域への補助金等(各種団体補助や事業等への補助)を全体的に見直して、新たな仕組みづくりを行う。
- ・ 併せて、協働による地域づくりのための事業費など、地域の創意工夫を生かした事業展開のための予算についても検討・対応する。

(5) 本庁機能の高度化・スリム化

- ・ 地域主体のまちづくりに向け、地域における行政機能と市域全体の統括機能(「本庁機能」と)の役割分担・連携を基本に、本庁から地区行政を担う機関への権限移譲を進める。
- ・ 地域における行政サービスを基本とし、「本庁機能」をできる限り高度化・スリム化していく。
- ・ 本庁においては、地区行政機能との明確な機能分担のもと、全市統括機関としての「本庁機能」を発揮する。

《本庁機能》

- ・ 市域全体の計画・施策事業推進の統制や総合調整
- ・ 大規模開発や幹線道路整備など、広域的課題への対応や基幹的プロジェクトの実施
- ・ 利便性向上や費用対効果の面で地域展開が著しく非効率なサービスの提供
- ・ 基幹情報システム運用やデータ管理、事務の集中処理などの後方支援機能

《執行体制》

分野	短期的に実施	段階的に拡充
計画	<ul style="list-style-type: none">・ 身近な公共施設の機能維持、地域の緊急課題などに係る地域の計画原案の策定(段階的に拡充)・ 計画原案を本庁統括部門と調整(各事業部門とは統括部門が調整)	<ul style="list-style-type: none">・ 「地域まちづくり計画」の行政計画への反映(協働による策定)・ 本庁統括部門、各事業部門と自ら計画内容を調整

<p>予算執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民センターごとに独自のまちづくりに係る事業予算を執行 ・ 所管サービスや事業の推進に係る予算執行の権限と責任を付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に係る各分野にわたる総合的な事業予算案を自ら編成 ・ 予算執行権限の拡充
<p>組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部に属する組織（課と同等） ・ 次のような業務を担当 <ul style="list-style-type: none"> … 窓口サービス，保健福祉サービス，各種相談，地域のまちづくり支援 … 保健師等を配置 （本庁） ・ 地区行政の推進を担う統括部門を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限・機能の一層の強化 ・ 内部組織の強化 <ul style="list-style-type: none"> … 地域の事業拡充に併せた体制整備

4 中長期的な課題

- ・ 本大綱に掲げた取組方針等を基本に，各地区市民センターを拠点とした多様な行政サービスのさらなる拡充状況や，地域主体のまちづくりの発展度合いなどを踏まえ，中心部を含め，地区行政推進を軸とした行政体制について，継続的に見直し・再構築を行っていく。

* 合併町を含めた地域の行政機能の検討

- ・ 地区行政全般の進捗・定着状況はもとより，合併町における「地域自治組織」の活動状況も見極めながら，合併町を視野に入れた複数の地域を包括するエリアの設定及びエリア内を統括する地域行政機能の必要性を検討する。
- ・ エリアの行政機能については，地域における住民主体のまちづくりをさらに効果的に進める観点から，エリアに係る総合的なまちづくり計画の策定や，地区行政の補完・支援機能，エリアを対象とすべき各種サービスの実施等を担うものとして想定する。
- ・ エリアの設定及び行政機能については，将来的に政令指定都市移行時の行政区・「区役所」への発展も視野に入れる。